

犬山市告示第71号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条第1項の規定に基づき、次の行旅死亡人を取り扱いましたので、同法第9条の規定に基づき告示します。

令和8年 5月18日

犬山市長 原 欣 伸

- 1 本籍及び住所 不詳
- 2 氏名 不詳
- 3 年齢及び性別 年齢：60～80歳位
性別：男性
- 4 人相、特徴等 身長：178センチメートル程度
体格：肥満
着衣：黒色長袖ジャンパー、紺色長袖フリース、
黒色長袖Tシャツ、黒色長袖シャツ、
黒色半袖シャツ、茶色長ズボン、
茶色ベルト、黒色ボクサーパンツ、黒色靴下
- 5 発見日時及び場所
令和8年3月26日（木）午前6時50分頃
愛知県犬山市大字犬山字北古券41番地7先
ライン大橋信号交差点北方210メートル木曾川内
- 6 死因及び状況
死因 溺水
状況 発見者が木曾川頭首工管理所の職員として勤務中、木曾川内を撮影する防犯カメラ画像に人の様なものが映ったため、ライン大橋を渡りながら木曾川内を確認したところ、水門に引っ掛かり、うつ伏せで浮いている死体を発見した。
- 7 遺留金品（所持品）
腕時計（茶色ベルトのもの）
ラジオ（白色のもの）
- 8 死体の処置
令和8年4月24日、尾張北部聖苑において火葬に付し、遺骨は犬山市福祉課で保管。